



発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

監査公表

監査の結果に基づく措置状況

港湾空港局（工事監査）	……（監査公表第1号）……	1
教育委員会（工事監査）	……（監査公表第2号）……	5

北九州市監査委員

北九州市監査公表第1号

令和元年5月24日

北九州市監査委員	井	上	勲
同	廣	瀬	隆
同	香	月	耕
同	河	田	圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査(工事監査)

2 措置を講じた局等

港湾空港局

3 監査の期間

平成30年4月19日から平成30年8月22日まで

4 監査公表の時期

平成31年2月20日(平成31年監査公表第3号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>工事費の積算について</u> (整備保全課)</p> <p>[11] 改修(統合)戸畑浮棧橋設置 工事(28)</p> <p>本工事は、若戸渡船における戸畑側 浮棧橋の老朽化のため、浮棧橋、連絡 橋及びそれらを覆う屋根を新規に製 作し、現渡船場の東側に仮設置するも のである。</p> <p>工事費の積算にあたり、連絡橋を除 く、屋根及び浮棧橋等については、建 設資材価格特別調査により資材価格 を決定しているが、このうち屋根塗装 の価格には素地調整及び下塗りを含 み、中塗り及び上塗りは含まれていな い。</p> <p>しかし、屋根塗装の積算にあつま って、素地調整から上塗りまでの費用を 計上したため、屋根塗装に係る素地調 整及び下塗りの費用が二重計上とな っていた。</p> <p>また、中塗り及び上塗りは現場塗装 であるにも関わらず、工場塗装歩掛を 適用したため、不適切な積算となつて いた。</p> <p>工事の積算にあたっては、所定の基 準書等を遵守し、適切に行われたい。</p>	<p>今回の指摘は、浮棧橋及び連絡橋の 上屋(屋根)の塗装について、塗装の 工程や施工箇所を十分に把握できて いなかったことが、二重計上及び不適 切な積算の原因である。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、①「塗装工の 設計にあたっては、各工程や施工箇所 を設計会社や施工業者等に確認して 十分に把握すること」、②「建設資材 価格特別調査の依頼を行うにあつま っては、塗装の有無などの条件をはっき りと明示して依頼を行うこと」を平成 30年9月28日開催の「整備保全課 調整会議」にて周知徹底を図った。</p> <p>また、局の「設計・積算上の取り決 め事項」に、これらの改善策を11月 1日に追記した。</p> <p>さらに、過去に監査で指摘された事 例を取り纏めたものを作成し、今後、 同様の間違いが起きないように、設計 にあたっては、それを参照するよう指 導を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ <u>工事の施工管理</u>について (整備保全課)</p> <p>[28] 改修(統合)北湊物揚場(—3.5m)工事(29)</p> <p>本工事は、若松区大字安瀬の北湊地区において、物揚場の劣化したコンクリート部分を除去し、新たに断面修復材でコンクリート断面を復元するものである。</p> <p>土木工事の施工管理においては、工程管理、出来形管理、品質管理及び写真管理の方法が、土木工事施工管理基準によって定められている。また、この基準が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うことになっている。</p> <p>本工事の断面修復工は、土木工事施工管理基準に定めがないため、監督員と受注者との協議がなされ、出来形管理等を決定している。しかし、決定した断面修復工の出来形管理においては、測定箇所は縦横の「幅」のみであり、「厚さ」は対象となっていなかった。また、施工後に行う断面修復工の写真管理においては、全箇所「幅」とともに「厚さ」を撮影することになっていたが、「厚さ」を撮影していなかった。</p> <p>このため、契約図書に定められた断面修復材の適正な施工数量を把握できず、不適切な施工管理となっていた。</p>	<p>今回の指摘は、施工管理の内容について、監督員と受注者の協議が不十分であったことと、施工計画書に記載した管理内容に従った管理がなされなかったことから、不適切な施工管理となっていたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、今後は、市土木工事施工管理基準に定めのない工種については、監督員と受注者で十分に協議を行ったうえで施工計画書への記載を確実にし、施工計画書に基づく施工管理を徹底することとし、再発防止を図るため、「整備保全課調整会議」(平成30年9月28日実施)の中で、周知徹底を図った。</p> <p>また、過去に監査で指摘された事例を取り纏めたものを作成し、今後、同様の間違いが起きないように、それを参照するよう指導を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>管理基準が定められていない工種は、土木工事施工管理基準を遵守し、管理項目及び方法を定め、施工管理を適切に行われたい。</p>	

注・・・[]内の数字は、平成 年監査公表第 号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査公表第2号

令和元年5月24日

北九州市監査委員	井	上	勲
同	廣	瀬	隆
同	香	月	耕
同	河	田	圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
教育委員会
- 3 監査の期間
平成30年7月25日から平成30年12月13日まで
- 4 監査公表の時期
平成31年2月20日(平成31年監査公表第6号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>アスベストの処理について</u> (施設課)</p> <p>[軽微な工事]曾根小学校他1校管理棟手摺設置他工事(身障・自情)</p> <p>本工事は、校舎の階段に手摺を設置し、教室のビニル床タイルをフローリングに貼り替えるものである。</p> <p>ビニル床タイルやスレート波板などの成形板は、施工した年代により、アスベスト含有の建築材料の可能性があるので、設計図書や分析調査によりアスベストが含まれていないことを確認して取り外すか、アスベストが含まれているものとみなして、飛散防止などの措置を講じて取り外す必要がある。</p> <p>しかし、受注者は、ビニル床タイルにアスベストが含まれていないことを確認せずに、飛散防止などの措置が不完全なまま、取り外し作業を行っていた。</p> <p>建築物の改修等に伴う除去作業で、アスベストが使用されている可能性がある建築材料を取り外す場合は、労働安全衛生法等の規定を遵守させるよう確認や指示を行い、アスベストの処理を適切にされたい。</p> <p>なお、施設の所管部署等は、今回のアスベスト除去工事以外に多種多様な軽微な工事を発注するが、業者任せ</p>	<p>今回の指摘は、アスベスト含有の可能性のある建材の改修工事を実施するにあたり、経験豊富な施工業者の判断を信用して行ったことが原因で生じたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、アスベスト含有の有無が判断できない建材の改修工事を行う際には、技術職員に対応方法を相談し指導を仰ぐこととし、あわせて業者に交付する特記仕様書にアスベストの適切な措置にかかる文言を追記し、注意喚起を図ることとした。</p> <p>また、これらについて業務マニュアルに追記するとともに、12月20日に関係職員に周知した。</p> <p>なお、12月21日に技術監理局及び建築都市局とアスベストの措置にかかる対応について協議し、技術監理局においては、アスベスト含有の可能性のある建材の取扱いについて、12月21日に全局宛に通知を行い、建築都市局においては、軽微な工事の見積内容の確認を行う際に、アスベストの措置にかかる注意喚起を明示することとし、再発防止措置を講じた。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>とならないように必要に応じて技術 部署等と連携し、工事内容に関する関 係法令等について、事前に把握のうえ 工事発注に努められたい。</p>	